

あわら市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

平成28年11月30日

あわら市監査委員 近藤 茂

あわら市監査委員 笹原 幸信

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条9項の規定によりその結果を報告いたします。

記

1. 監査の種別 財政援助団体等監査
2. 監査対象団体 株式会社 コーフ
3. 監査の対象  
セントピアあわら管理委託料（平成27年度）30,960,000円
4. 監査の内容  
平成27年度指定管理に係る出納及び事務の執行状況
5. 監査の期間  
平成28年10月17日から平成28年11月21日まで

## 6. 監査の方法

指定管理に関しては、協定等の締結は適正に行われているか、また管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か、さらに事業報告書の点検は適切になされているかについて関係書類や関係諸帳簿等の照合、関係職員からの説明聴取その他通常実施すべき監査を実施した。

## 7. 監査の結果

指定管理料に係る出納その他の事務は、次の点を除き概ね良好に執行されているものと認められた。

### 《指摘事項》

施設の管理において、人員配置、自動ドア保守点検、浴槽の残留塩素濃度測定 of 管理業務が仕様書と合わない箇所が見受けられた。仕様書の内容について、所管課と指定管理者において今一度精査されたい。特に人員配置については勤務シフト体制や勤務状況及び職員待遇について適正に対応し、改善を図るよう努められたい。

また、所管課は基本協定書第25条において事業報告書が提出された後は速やかに実施状況及び施設の管理状況を確認されたい。

指定管理者側においては、指定管理業務と自主事業の収支を明確に区分し、収支計算書の科目を適切な科目へ振り替えされ、指定管理の資金・使徒が明瞭にされるよう心がけられたい。

セントピアあわらは、観光推進事業の拠点として重要な位置づけである。平成26年度以降、物品販売やイベントへの協賛など自主事業の積極的な実施は、利用者の増加に繋がっており、高く評価されるものである。今後は、ホームページを充実させて、更に利用者の声を反映しながら、アイデアを駆使し利用者の増加及びサービスの向上を図っていただきたい。